

行田保育園子育て会

会 則

第1条（名称）

本会の名称は、『行田保育園子育て会』と称する。

第2条（所在地）

本会の事務所は、行田保育園内に置く。

第3条（構成）

本会の目的は、行田保育園の保育事業に協力し併せて児童の福祉増進を図るとともに、保育園在園児の保護者相互の交流親睦を図るものとする。

第4条（構成）

本会は、目的達成のため、下記に示す事業を行う。

- （1） 保育園の行事に協力する。
- （2） 講演会等の開催
- （3） その他、必要と認める事項

第6条（役員）

本会は、下記の役員を置く。

- （1） 会長 1名
- （2） 副会長 2名
- （3） 会計 1名
- （4） 監事 3名
- （5） 評議員 クラス役員

第7条（役員を選出）

各役員を選出は、次の通りとする。

1. 評議員は、各クラス役員がこの職にあたる。
2. 会長・副会長は、評議員会において選出する。
3. 会計及び監事は、会長が委嘱する。

第8条（役員の仕事）

前条により選出された各役員の仕事は、次のとおりとする。

- （1） 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- （2） 副会長は、会長を補佐する。
また、会長がやむなく欠務する場合は、これを代理する。
- （3） 会計は、会計事務を行い、監事はこれの監査を行う。
- （4） 評議員は、会務について協議し会務を処理する。

第9条（会議）

会議は、総会及び評議員会とし、次により行う。

- （1）総会は、年1回開催し重要な事項について審議する。
- （2）評議員会は、必要の都度開催し会務を処理する。

第10条（役員の任期）

任期は、1年とし再任を妨げない。

第11条（会費）

会費は、園児単位に設定され、その金額については、評議員会にて決定し会計がその責にあたる。

- ・会費の納付期限については、毎月の保育料徴収期日と同様とするが、会務の執行につき、必要が生じた場合は、臨時徴収する場合がある。

第12条（会計年度）

本会の会計年度は、当年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終了とする。

附 則

- ・本会則は、昭和50年4月1日より施行する。
- ・平成元年4月1日より一部文言訂正し施行する。
- ・平成11年4月1日より一部文言訂正し施行する。
- ・平成13年4月1日より名称変更し施行する。
- ・平成13年4月1日より一部文言訂正し施行する。